解体対象施設

第一事業用地	・がんセンター基礎、擁壁等 ※がんセンターが実施する土壌汚染結果により変更あり。
第二事業用地	・本館、1号館、2号館、3号館、4号館、5号館、6号館、仮設待合棟、二輪車駐車場、旧二輪待合所、受水槽、ポンプ室、渡り廊下、ごみ庫、守衛室、擁壁等 ・給油所は解体しない ・日本赤十字施設は解体の対象外とする。



